

第7期鴻巣市障がい福祉計画・第3期鴻巣市障がい児福祉計画(案)の

パブリックコメントの結果について

募集期間：令和5年12月18日（月）～令和6年1月17日（水）

意見件数：4件（1団体）

第7期鴻巣市障がい福祉計画・第3期鴻巣市障がい児福祉計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
意見1	国の基本方針に沿って、高次脳機能障がい者への支援について施策を記して下さい。	本計画案のP5「3 本計画における障がい者等の概念」において障がい者に高次脳機能障害を含むと明示しており、P39「3 地域生活支援の充実」、P44「6 相談支援体制の充実・強化等」に記載の施策は、高次脳機能障がい者も対象としています。
意見2	高次脳機能障がい者に対応できる相談支援体制を整備していくこと、そして、その後の社会復帰に向けての支援ができる体制を整備していくことを、計画に記してください。	高次脳機能障害を含む障がい者等の相談支援体制については、意見1と同様P44に記載しています。
意見3	P42「5 障がい児支援の提供体制の整備等」など「障がい児福祉計画」のいずれかのところに、子どもの高次脳機能障害への支援施策を記して下さい。	強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児については、国の指針にあるように、支援ニーズの把握や、専門的人材の育成等、現状において課題が多いことから、本市では次期計画において検討したいと考えています。
意見4	P79「⑤意思疎通支援事業」で、「事業の概要」のところで失語症者向け意思疎通支援事業のことについて触れたうえで、失語症者向け意思疎通支援者派遣についての見込量を記して下さい。	「意思疎通を図ることに支障がある障がい者等」には失語症者も含まれます。しかし現状では失語症者に対するサービスの提供体制が整っていないことから、今後、本市におけるニーズ等を把握した上で、次期計画において検討したいと考えています。